

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

県では、食の安心・安全の確保に向けた取組の一層の推進を図るため、2008(平成20)年12月に、県、食品関連事業者、消費者の責務と役割を明確化するとともに、食の安心・安全に関する施策の基本となる事項を定めた「山口県食の安心・安全推進条例」を制定しました。

この条例に基づき、消費者の視点に立って実効性のある対策を実行するため、2010(平成22)年3月に「山口県食の安心・安全推進基本計画」を策定し、2013(平成25)年3月に必要な改定を行い、本県における食の安心・安全に関する幅広い分野の施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、近年では、関東地方を中心とした広域的な食中毒の発生や、県内での原産地表示偽装など、食の安全性や信頼性が脅かされる事件が発生し、県民の関心はさらに高まっており、より一層の食の安心・安全の取組が必要とされています。

こうした食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、これまでの取組状況や課題を踏まえた上で、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、このたび、必要な見直しを行うこととしました。

2 計画の基本的事項

(1) 目的

食の安心・安全の確保は、くらしの安心・安全基盤の強化を図る上で極めて重要な課題であることから、本計画に基づき、消費者の視点に立って、幅広い分野の施策を総合的に推進し、本県の住み良さの向上に寄与することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「山口県食の安心・安全推進条例」第8条第1項の規定に基づき、食の安心・安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、策定に当たっては、食の安心・安全に関連するその他の関係計画等と連携・調和を図ります。

(3) 計画期間

計画期間は、2018(平成30)年度から2022年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や国の制度改正等により、計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合は、「山口県食の安心・安全審議会」(P45参照)等の意見を踏まえ、適切に対応します。

第2章 計画改定の背景

1 食品に関する事件・事故の対応

(1) 大規模食中毒対策の強化

- 食中毒の発生件数は全国的に減少傾向にあるものの、近年、腸管出血性大腸菌 O157 やノロウイルスによる広域的な事案が発生しています。

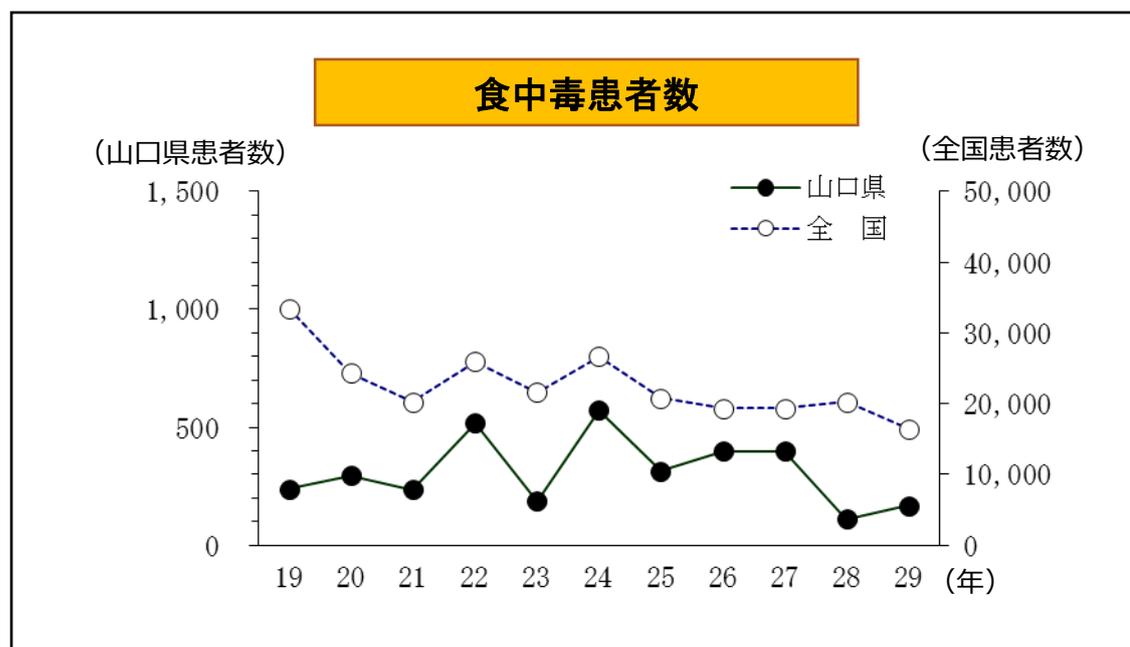
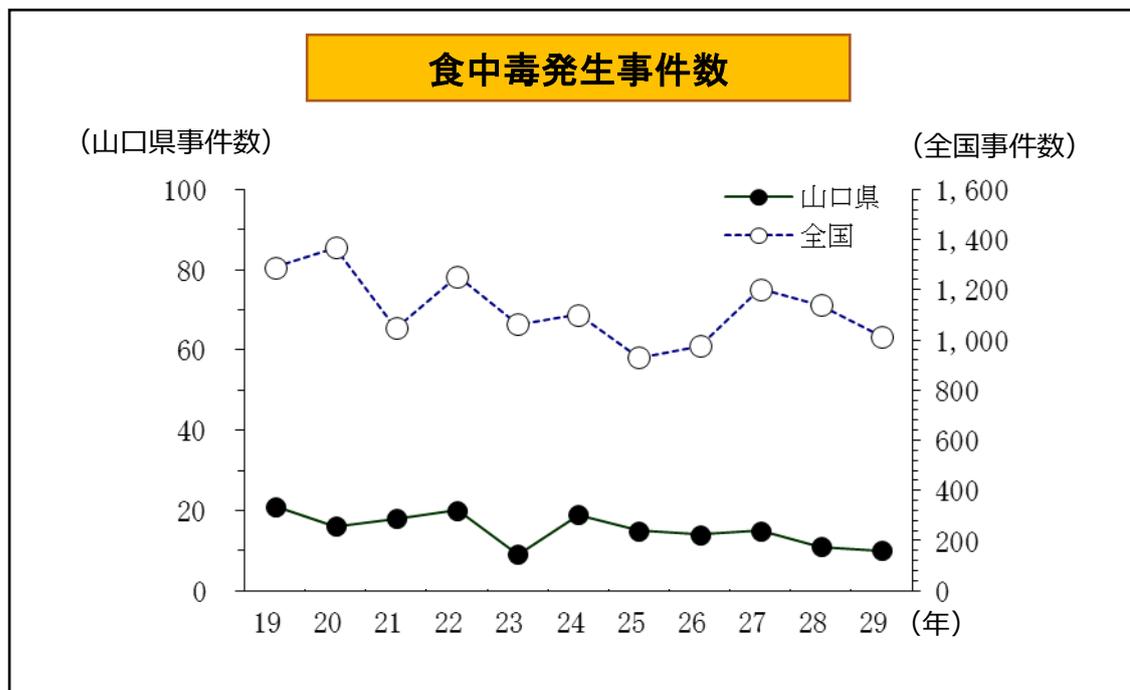
【近年の広域的食中毒事案】

発生時期	品名	病因物質	患者数	患者発生自治体数
平成 28 年 10～11 月	冷凍 メンチカツ	腸管出血性大腸菌 O157	67 名	1 都 5 県 (12 自治体)
平成 29 年 1～2 月	キザミのり を使用した 食品	ノロウイルス	約 2,000 名	1 都 1 府 2 県 (4 自治体)
平成 29 年 8～9 月	惣菜等	腸管出血性大腸菌 O157	45 名	3 県 (4 自治体)

- 広域的な食中毒が発生した場合には、国や他の都道府県と相互に連携や協力のもと拡大防止を図るため、厚生労働大臣が設置する国や都道府県等の関係者で構成された「広域連携協議会」を活用し、調査方針の共有や情報交換を行い迅速に対応します。
- 本県において大規模な食中毒が発生した場合には、「山口県食中毒処理対策要綱」に基づき、実態の把握、被害の拡大防止及び再発防止を円滑かつ迅速に行います。

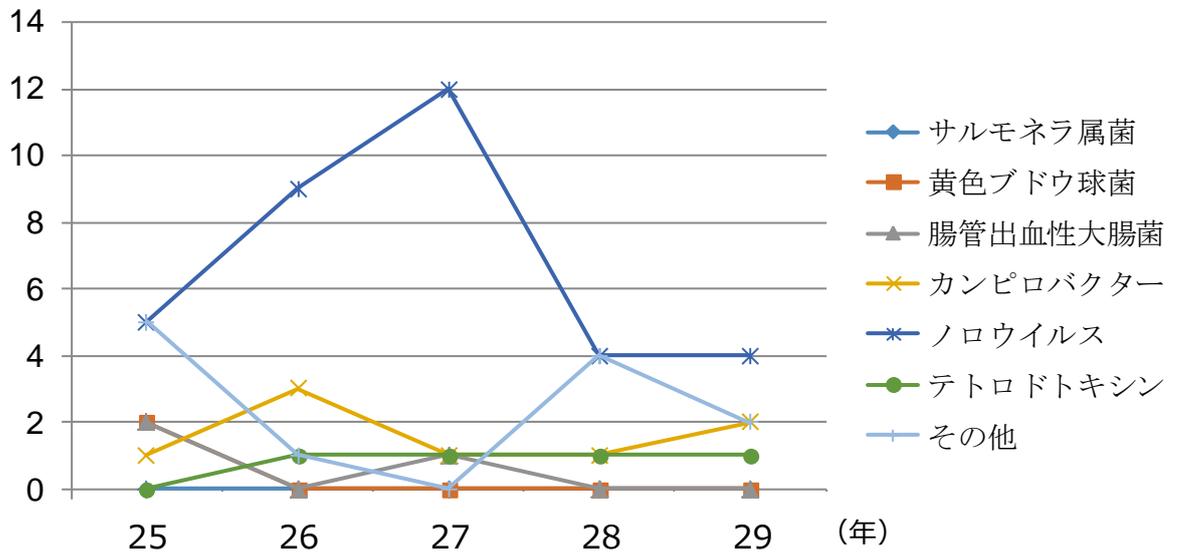
(2) 県内発生食中毒の増減

山口県においては、食中毒発生件数は下げ止まり状況にあり、患者数も減少していませんが、ノロウイルスによる食中毒は毎年発生しています。



原因物質別食中毒発生件数

(発生件数)



2 関係制度の改正等

(1) 食品衛生法の改正

2018(平成 30)年 6 月、我が国の食を取り巻く環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化や事業者による衛生管理の向上等を図るため、「食品衛生法」の一部が改正されました。

主な改正の内容

① 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととされました。厚生労働大臣は、国や都道府県等の関係者で構成する「広域連携協議会」を設置し、緊急を要する場合には、協議会を活用し対応に努めることとされました。

② HACCP に沿った衛生管理の制度化

原則としてすべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。(小規模な事業者等については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理の実施が求められます。)

③ 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求めることとなりました。

④ 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組み(ポジティブリスト制度)が導入されることとなりました。

⑤ 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

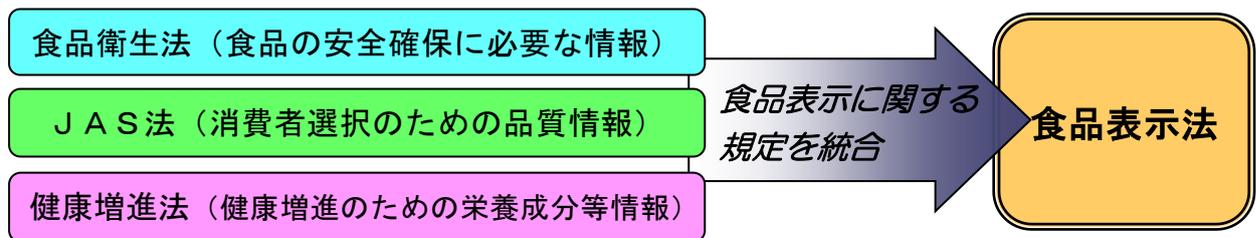
実態に応じ、営業許可業種が見直されるとともに、営業許可の対象業種以外の事業者の届出制度が創設されることとなりました。

⑥ 食品リコール情報の報告制度の創設

事業者による食品等のリコール情報を自治体が確実に把握し、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に自治体への届出が義務付けられることとなりました。

(2) 食品表示法に基づく表示制度

2013(平成 25)年 6 月、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されました。(2015(平成 27)年 4 月施行)



食品表示法の概要

① 目的

消費者の利益の増進、国民の健康の保護及び増進、食品の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与

② 基本理念

消費者の権利の尊重と自立の支援を基本

③ 主な内容

○食品表示基準を設定

名称、アレルギー、消費期限、原材料、添加物、原産地等の表示事項

○指示・立入検査等

違反した食品関連事業者に対し指示・命令、立入検査、公表等

○罰則の対象

食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等

○経過措置

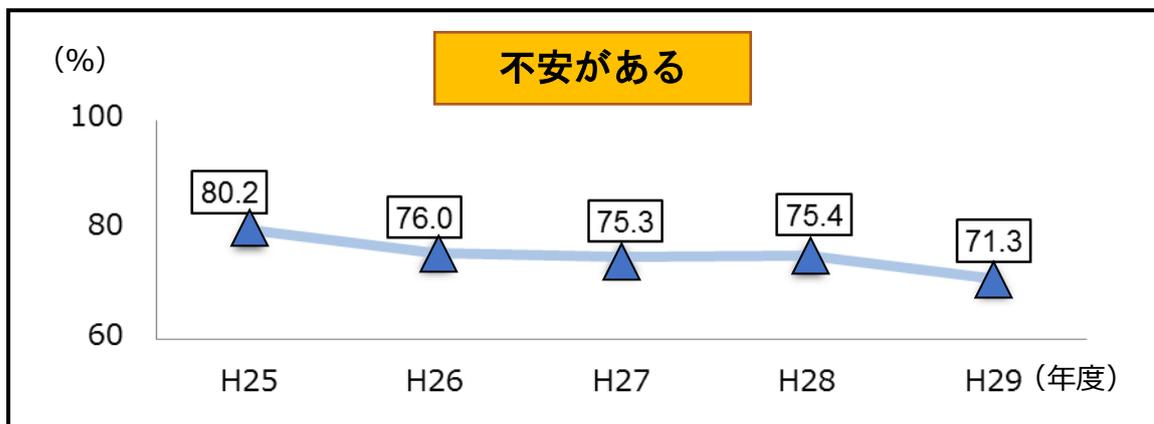
- ・加工食品及び添加物の表示：2020年3月31日まで
- ・原料原産地の表示：2022年3月31日まで

3 食に対する県民の意識

県では、食品の安心・安全について、県民の意識を把握するため、毎年度、県政世論調査を実施しています。

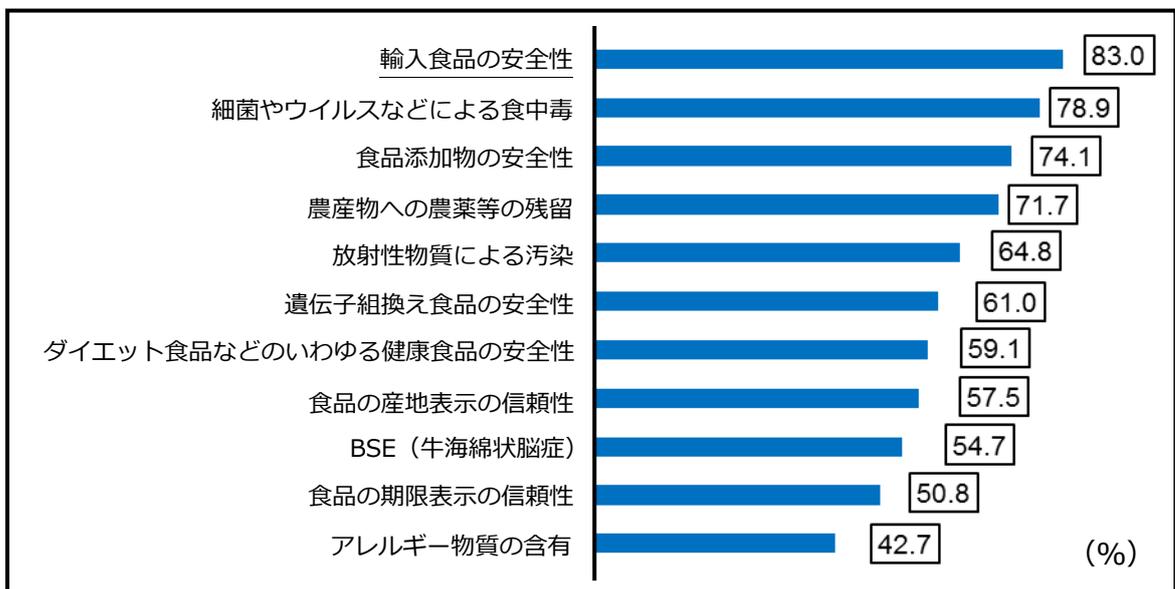
(1) 食品に対する不安

「日常生活における食品に対する不安」について、「非常に不安」、「少し不安」を合わせた「不安がある」と回答した県民の割合は71.3%となっており、2013(平成25)年度以降、減少傾向にあります。



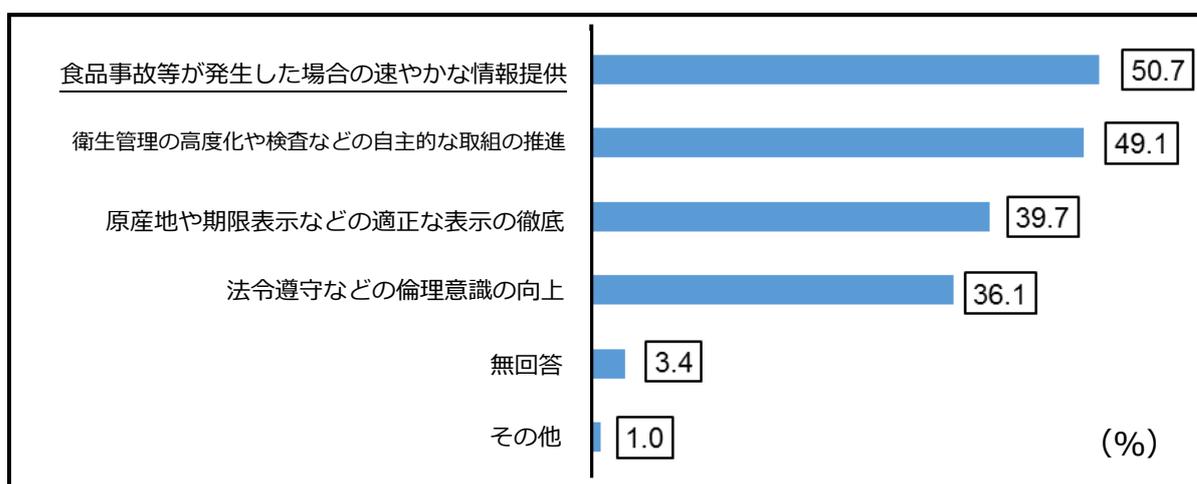
(2) 食品に対する不安の要因

不安の要因別では、「輸入食品の安全性」が83.0%と最も高く、次いで「細菌やウイルスなどによる食中毒」(78.9%)、「食品添加物の安全性」(74.1%)の順となっています。



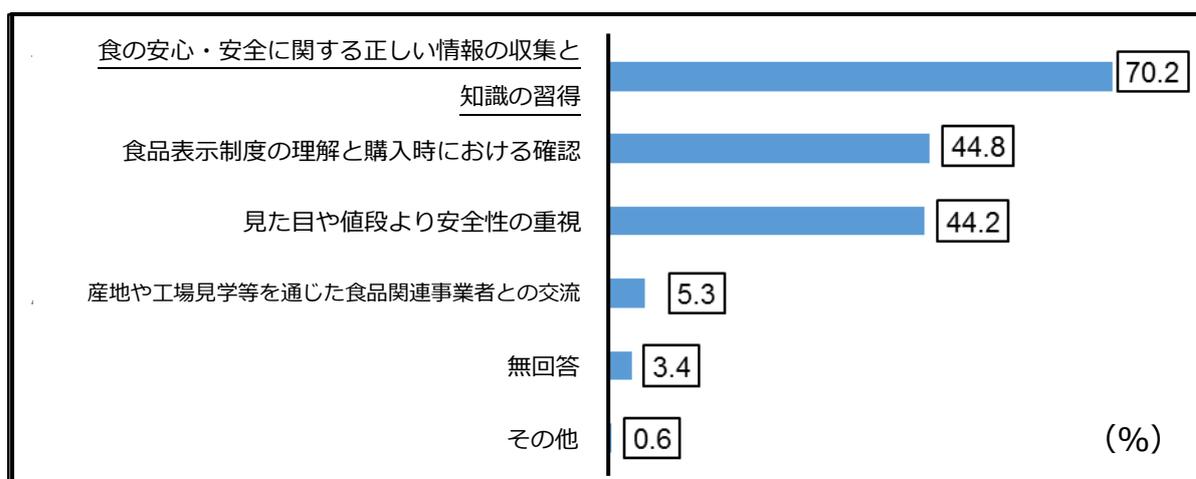
(3) 食品関連事業者に望む取組

食品関連事業者に望む取組は、「食品事故等が発生した場合の速やかな情報提供」が50.7%と最も高く、次いで「衛生管理の高度化や検査などの自主的な取組の推進」(49.1%)、「原産地や期限表示などの適正な表示の徹底」(39.7%)の順となっています。



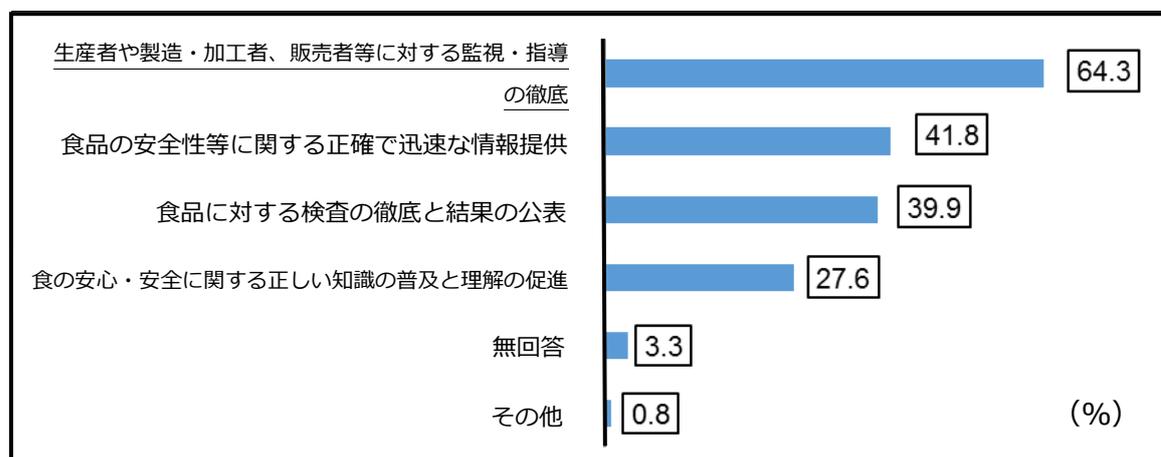
(4) 消費者に必要な取組

消費者に必要な取組は、「食の安心・安全に関する正しい情報の収集と知識の習得」が70.2%と最も高く、次いで「食品表示制度の理解と購入時における確認」(44.8%)、「見た目や値段より安全性の重視」(44.2%)の順となっています。



(5) 県に望む取組

県に望む取組は、「生産者や製造・加工者、販売者等に対する監視・指導の徹底」が64.3%と最も高く、次いで「食品の安全性等に関する正確で迅速な情報提供」(41.8%)、「食品に対する検査の徹底と結果の公表」(39.9%)の順となっています。



平成29年度県政世論調査（概要）

1 調査目的

県民の生活の実感や県政への関心をはじめ、県の広報、当面する県政の課題や各種施策に対する意識などを把握し、今後の県政運営と施策立案の基礎資料として活用するもの。

2 調査設計

- (1) 調査地域 山口県全域
- (2) 母集団 18歳以上の男女個人
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 抽出方法 層化二段無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査時期 2017(平成29)年6月8日(木)～6月26日(月)

3 回収結果

有効回収数(率) 1,563(52.1%)

第3章 これまでの取組状況と課題

1 山口県食の安心・安全推進基本計画の概要

2013(平成 25)年 3 月に改定した山口県食の安心・安全推進基本計画(改定版)では、これまでの取組等を踏まえ、「食品の安全確保や食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進」、「リスクコミュニケーションの推進」、「食の安心・安全に関する情報の積極的な発信」の 3 つの取組を重点的な取組として位置付け、「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の 3 つの柱のもと、25 項目の目標指標を掲げて着実に食の安心・安全を推進してきました。



2 目標となる指標の達成状況

○目標となる指標（25項目）の達成状況は次のとおりであり、概ね順調に推移しています。

施策の方向	達成率 ※（項目数）		
	A	B	C
1 食の安全			
(1) 生産段階での安全性の確保	5		
(2) 製造・加工、流通段階での安全性の確保	2	2	
(3) 食品検査の充実	1		
(4) 食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進		1	2
合 計	8	3	2
2 食の安心			
(1) 関係機関が連携した食品表示の監視	2		
(2) 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進	1	1	1
(3) リスクコミュニケーションの推進		1	1
(4) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信	1	1	1
合 計	4	3	3
3 参画と協働			
(1) 食育の推進	1	1	
総 計	13	7	5

※ A：達成率 100% B：達成率 70～100% C：達成率 70%未満

○達成率が低い項目は、「食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進」をはじめ、「食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進」、「リスクコミュニケーションの推進」、「食の安心・安全に関する情報の積極的な発信」となっています。

○食品の安全確保や食品表示適正化に向けた事業者の自主的な取組の促進が、今後の課題であり、そのためには、食品関連事業者だけでなく、消費者や県による支援・協力が重要となります。

【 数 値 目 標 の 達 成 状 況 】

指 標 名		基準値	最終値	目標値	達成状況
1 食の安全					
生産段階での 安全性の確保	JGAP 認証件数	2 件	12 件	12 件	達成
	特定家畜伝染病発生件数	0 件	0 件	0 件	達成
	高病原性鳥インフルエンザ [※] モニタリング [※] 実施率	100%	100%	100%	達成
	貝毒プランクトンモニタリング実施率	100%	100%	100%	達成
	エコやまぐち農産物認証件数	290 件	555 件	530 件	達成
製造・加工、 流通段階での 安全性の確保	食中毒発生件数（過去 5 年間平均）	16.8 件	13 件	減らす	達成
	食品営業施設の監視指導実施率	100%以上	86.3%	100%以上	87%
	輸入食品の安全性に関する県民の不安	82.9%	83.0%	減らす	99%
	輸入食品の検査件数	278 件	280 件	維持する	達成
食品検査の充実	人口 10 万人当たりの食品の検査件数	294 件	263 件	維持する	達成
食品の安全確保 に向けた自主的 な取組の促進	山口県高度衛生管理工程認定数(累計)	0 工程	2 工程	5 工程以上	40%
	HACCPに関する講習会の開催回数	23 回	14 回	維持する	61%
	食品衛生指導員研修会の受講者数	488 人	346 人	維持する	71%
2 食の安心					
関係機関が連 携した食品表 示の監視	食品表示合同パトロールの実施店舗数	253 店舗	249 店舗	維持する	達成
	食の安心モニターの委嘱者数(累計)	200 人	450 人	400 人	達成
食品表示適正化 に向けた自主的 な取組の促進	表示適正事業所認定事業所数(累計)	2 事業所	5 事業所	20 事業所以上	25%
	食品表示責任者養成講習会受講者数(累計)	1,721 人	3,843 人	4,000 人	96%
	経営者を対象とした講習会の開催回数	9 回/年	10 回/年	10 回/年	達成
リスクコミュニ ケーションの推進	食品に対する県民の不安	68.5%	71.3%	減らす	96%
	食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数	64 人	67 人	100 人	67%
食の安心・安全 に関する情報の 積極的な発信	食の安心総合情報ホームページ閲覧回数	1,433 回/月	753 回/月	1,500 回以上/月	51%
	食の安心・安全メールマガジン登録者数(累計)	—	3,061 人	3,000 人以上	達成
	食の安心・安全に関する講習会等の受講者数	13,000 人	9,676 人	維持する	75%
3 参画と協働					
食育の推進	食育に関心を持っている県民の割合	74.0%	72.0%	90%以上	80%
	やまぐち食べきり協力店登録店舗数	—	269 店舗	230 店舗	達成

※ 基準値は 2010(平成 22)年度 ~ 2012(平成 24)年度

3 これまでの計画の取組状況と課題

(1) 食品の安全確保や食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進

- H A C C P 導入に向けた講習会や「H A C C P 支援チーム」による事業者への支援、事業者が衛生管理の向上に向けて行う「食品衛生指導員研修会」への講師派遣、食品表示適正化のための「食品表示責任者」の養成などにより、事業者の自主的な取組を促進しました。
- 事業者のH A C C P 導入や食品表示適正化の促進のため、引き続き、食品関連事業者等への支援が必要です。

(2) リスクコミュニケーションの推進

- 「やまぐち食の安心・安全推進協議会」による意見交換会の開催や、「食の安心コミュニティ活動リーダー」による消費者の自主的な活動など、生産者・事業者、消費者、県の相互理解の促進に向けた取組を展開しました。
- リスクコミュニケーションの活動は浸透してきており、今後は、消費者や食品関連事業者による自主的な取組を促すこととし、食品によるリスク等に限らず、H A C C P や食品表示等の食品安全に関係する制度や食品関連事業者による自主的な取組についての理解を図ることが必要です。

(3) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

- 「やまぐち食の安心・安全情報誌」の発行や「やまぐち食の安心・安全メール」の配信、「食の安心相談員」・「食の安心相談室」の設置などにより、最新で正確な食に関する情報を県民へ随時提供し、食に対する信頼性の確保を図りました。
- 消費者が食の安心・安全に関心を持ち、食への信頼性を保つため、食品関連事業者、消費者、県が一体となって、情報共有を図ることが必要です。

(4) 生産者・事業者の法令遵守の徹底

- 立入検査や監視指導、食中毒予防に関する普及啓発等を通じ、生産者・事業者のコンプライアンスの徹底を図りました。
- 食に関する信頼性を確保するため、引き続き、関係法令に基づいた適切な措置を講ずるよう生産者・事業者の法令遵守の徹底に向けた取組を推進することが必要です。

(5) 監視・検査等による安全確保の徹底

- 生産から消費に至る各段階において、関係法令や計画等に基づいた効率的かつ効果的な監視指導や検査等を実施しました。
- 食に対する信頼性の向上を図るため、消費者に対し、県による監視指導・検査等の実施状況や実施結果などを、迅速かつ正確に情報提供することが必要です。

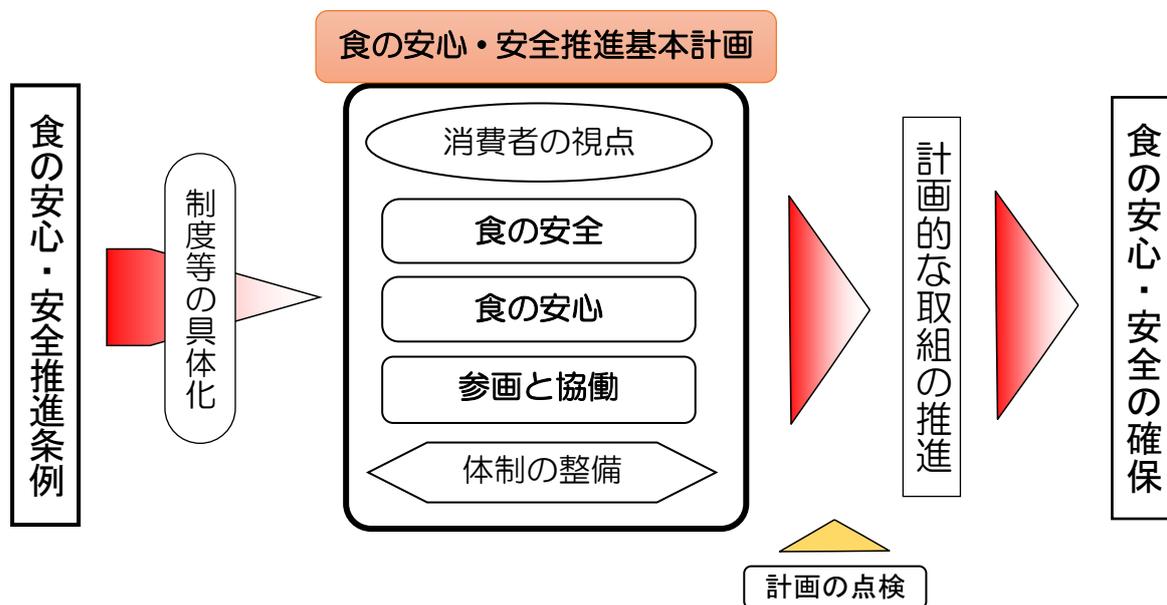
(6) 地域社会全体で取り組む基盤の強化

- 「やまぐち食の安心・安全推進協議会」や「食の安心モニター」の活動、「食べきり協力店」の登録拡大、学校給食における地場産食材使用率の向上など、あらゆる機会を通じて県民運動の基盤強化を図りました。
- 県民の参画は着実に進んでいますが、より一層の機運醸成のため、生産者・事業者、消費者、県が一体となった食の安心・安全に関する取組を推進することが必要です。

第4章 改定の視点

1 計画の構成

条例の基本理念である「県民の健康の保護」と「食品の信頼性の確保」が最も重要であるという基本的認識の下、食品関連事業者、消費者、県がそれぞれの責務と役割を果たしながら、「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の3つの大きな柱を基本として、消費者の視点に立った取組を推進します。



2 食の安心・安全の確保の推進に向けた取組

これまでの計画に基づく取組等を踏まえ、国の制度改正や今後の課題に的確に対応するため、重点的な取組を設定します。

(1) 衛生管理の高度化や食品表示適正化等に向けた自主的な取組の促進

食品衛生法の改正により制度化された、H A C C Pに沿った衛生管理の導入への助言や、適正な食品表示が行われるよう食品表示制度を周知徹底するなど、食品関連事業者の自主的な取組の促進に向けた支援を実施します。

(2) 県民の食品安全に関する理解の促進

県民に対する積極的な情報発信を、県だけでなく、食の安心・安全の確保に第一義的責任を有する食品関連事業者にも促すとともに、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」等を通じた食品関連事業者と消費者との連携強化や、消費者の自主的な活動への支援により、食に関する理解を促進します。

また、消費者のH A C C Pや食品表示制度等を含めた食に関する幅広い知識の理解を促進することで、食品関連事業者、消費者、県が一体となって、食の安心・安全に関する機運を醸成します。

(3) 生産者・事業者の法令遵守の徹底

生産者・事業者が、食の安心・安全の確保に第一義的責任を有することを認識し、関係法令に基づき、適正な措置を講ずるよう、法令遵守の徹底を図ります。

(4) 監視・検査等による安全確保の徹底

食品の安全性の確保に向け、生産から消費に至る一貫した監視指導や検査等を継続的に実施します。

第5章 施策の方向

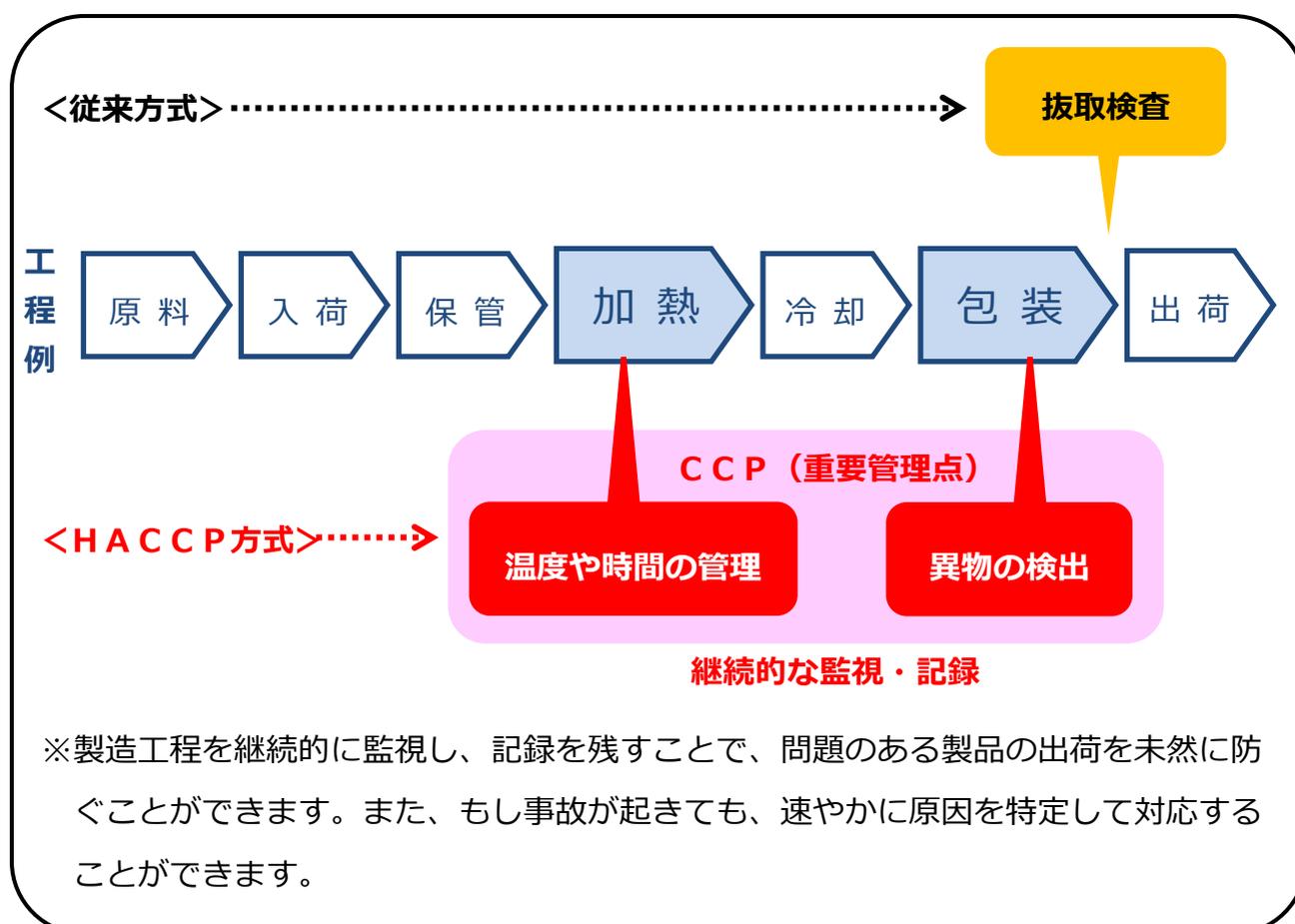
1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

(1) 食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進

食品の安全性を確保するため、HACCPに沿った衛生管理をはじめとした食品関連事業者の自主的な取組を促進するとともに、食品の安全性に関する知識と技術の習得を支援します。

HACCP (ハサップ)

「Hazard Analysis and Critical Control Point」(危害分析・重要管理点)の略。米国で開発された高度な衛生管理手法で、最終製品を抜取検査する従来の手法とは違い、原料の受入から製造・出荷までの全工程において、危害防止につながるポイントをリアルタイムで監視・記録することにより、すべての製品が安全であることを確保するシステムです。



【食品衛生法の改正によるH A C C Pの制度化】

H A C C Pに沿った衛生管理の制度化

全ての食品等事業者が衛生管理計画を作成して衛生管理を実施します。

H A C C Pに基づく衛生管理

コーデックスのH A C C Pの7原則に基づき、食品等事業者自らが使用する原材料や製造方法等に応じ、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための計画を作成し、管理を行う。

【対象事業者】

- ・と畜場（と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者）
- ・食鳥処理場（食鳥処理業者）等

H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理

各業界団体が作成する手引書を参考に、食品等事業者が取り扱う食品の特性等に応じた簡略されたアプローチによる衛生管理を行う。

【対象事業者】

- ・小規模事業者
- ・小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者
- ・提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種
- ・一般衛生管理の対応で管理が可能な業種 等

① H A C C P導入に向けた食品等事業者への支援

- ・ H A C C Pに沿った衛生管理を導入しようとする食品等事業者に対し、必要に応じて「H A C C P支援チーム」による技術的支援及び助言を行います。

- ・「H A C C Pに基づく衛生管理」を導入しようとする食品等事業者に対し、H A C C P導入に段階的に取り組む「やまぐち衛生ジャンプ事業所制度」の利用を促進します。
- ・「H A C C Pに基づく衛生管理」を導入した食品等事業者に「危害分析・重要管理点（H A C C P）方式による衛生管理届制度」の利用を促進し、届出者情報を「食の安心総合情報ホームページ」において公表します。
- ・「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」を導入する食品等事業者の情報を消費者に提供することにより、積極的に取り組む事業者を支援し、自主的取組の促進を図ります。
- ・業界団体等が開催する実務担当者を対象とした、衛生管理計画作成に向けたH A C C P導入講習会へ「食品衛生監視員」等を講師として派遣し、助言を行います。
- ・業界団体が開催する食品衛生営業許可の更新講習会において、H A C C Pに沿った衛生管理の導入に関する実務レベルの講義を行います。
- ・新規参入する食品等事業者等に向け、H A C C Pに沿った衛生管理に対応するための講習会を開催します。



H A C C Pに関する講習会

- ・リーフレットの配布等により、H A C C Pに沿った衛生管理手法の普及・啓発を行います。



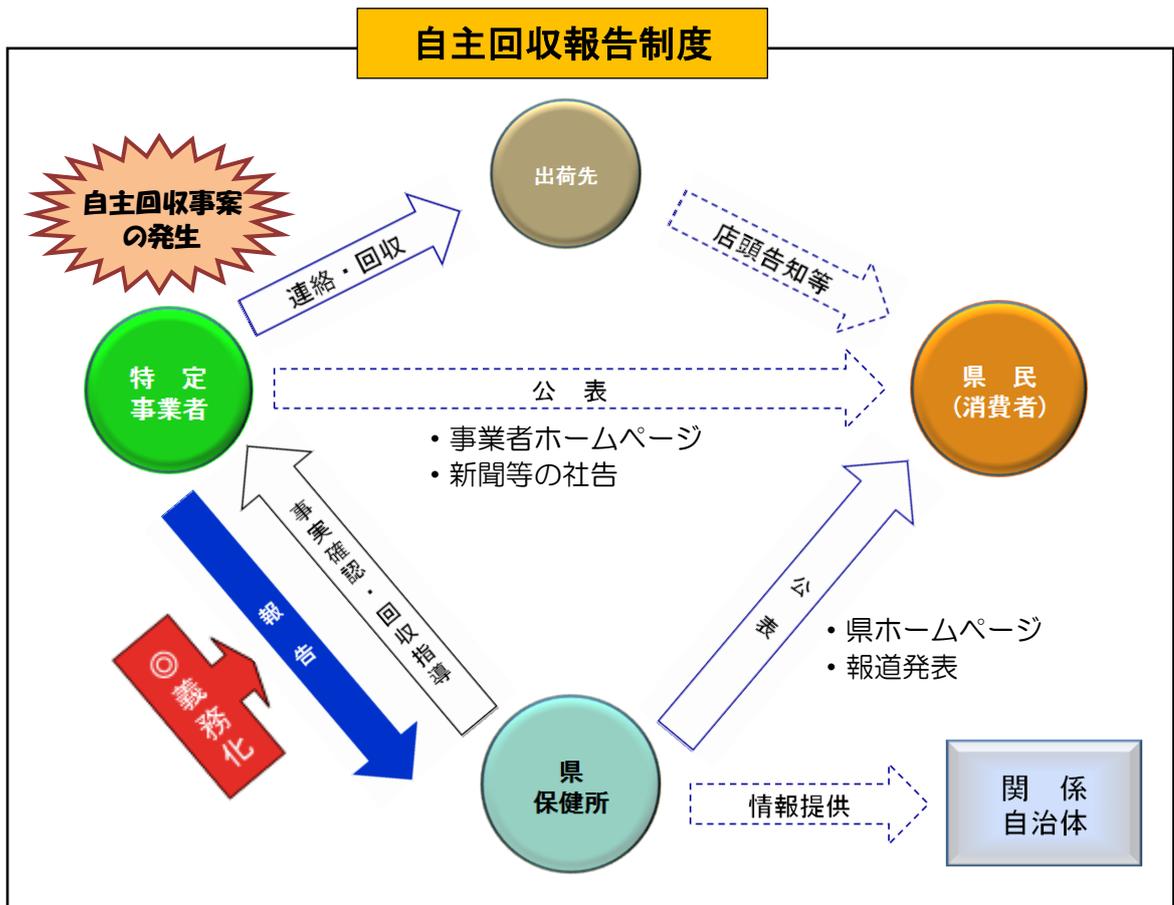
H A C C P 導入促進のためのリーフレット

②人材の育成

- ・ H A C C P に沿った衛生管理の導入に向け、「食品衛生責任者」や「食品衛生指導員」を対象として業界団体が開催する衛生講習会等に、「食品衛生監視員」等を講師として派遣します。
- ・ H A C C P に沿った衛生管理の導入に向け、調理員等の従業員向け講習会の開催など、調理上の衛生管理の向上に必要な知識の習得に向けた取組を推進します。
- ・ 県内全食品関連事業者へ H A C C P に沿った衛生管理の導入を促進するため、国や自治体等が開催する「H A C C P 指導者養成研修」等に「食品衛生監視員」を派遣し、「食品衛生監視員」の資質向上を図ります。

③自主回収報告制度の徹底

- ・「山口県食の安心・安全推進条例」第27条に規定する食品の「自主回収報告制度」に基づき、食品関連事業者が行う回収情報を的確に把握し、広く県民に周知することで、回収の迅速化を支援するとともに、健康被害の未然防止を図ります。



【目標となる指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2021年度)
HACCP支援チーム支援事業所数(累計)	18事業所	100事業所
HACCPに関する講習会の開催回数	14回/年	20回/年

(2) 生産段階での安全性の確保

生産段階における食品の安全性を確保するため、生産者・事業者の取組への支援や、法令・制度等の周知徹底、監視指導、検査、その他必要な措置を講じます。

① 農産物の安全性の確保の推進

- ・ 農薬の適正使用に向けた指導やマイナー作物の農薬登録促進、出荷前農産物の残留農薬検査や有害物質リスク低減対策等の取組を推進します。
- ・ 「農薬取締法」に基づいた農薬販売業者への立入検査の実施や、「肥料取締法」に基づいた肥料販売業者への指導を徹底します。
- ・ 「農薬適正使用推進員」や「農薬管理指導士」の養成・登録を推進し、農薬の適正使用を促進します。



農薬立入検査

② 畜産物の安全性の確保の推進

- ・ 鳥インフルエンザの監視体制を維持し、早期摘発に努めるとともに、「家畜伝染病予防法」に基づく飼養衛生管理基準の遵守を周知徹底し、発生予防に努めます。
- ・ 家畜伝染病の発生の際に迅速な初動対応が行えるよう、防疫演習の実施や初動対応に必要な防疫資材の備蓄を進めます。



防疫演習

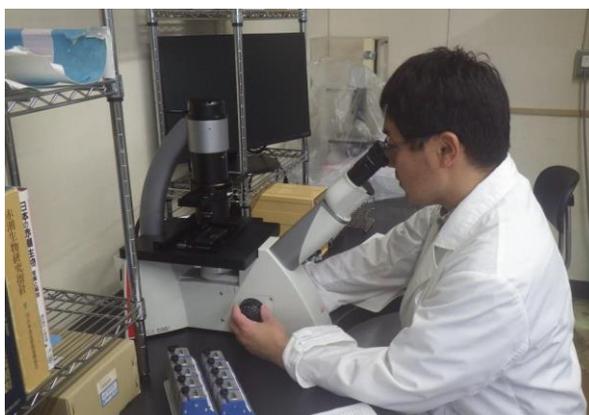
- ・農家や獣医師を対象とした動物用医薬品の使用実態調査や指示書の指導を行うなど、動物用医薬品の適正使用に向けた取組を推進します。
- ・飼料等製造業者・販売業者への立入検査を実施するとともに、農場に対して飼料や飼料添加物の適正給与を指導します。



動物用医薬品の使用実態調査

③水産物の安全性の確保の推進

- ・「全国養殖衛生管理推進会議」への参加、養殖衛生管理に係る研修会の開催、養殖場調査の実施、魚類防疫員等による水産用医薬品の適正使用指導の強化、養殖状況の把握などにより、養殖魚介類の疾病リスク管理等を推進します。
- ・「貝毒プランクトン」のモニタリングによる貝毒発生の早期把握に努め、規制値を超えた貝類の出荷自主規制措置等、産地段階におけるリスク管理を適切に実施します。
- ・国からの情報収集や研修会への参加により、「新奇有毒プランクトン」に関するモニタリング技術の向上を図ります。



貝毒プランクトンのモニタリング

- ・安心・安全な養殖水産物の生産・供給体制を確立するため、魚介類の水産用医薬品残留検査や養殖場実態調査の実施、県内養殖業者向けの研修会の開催などにより、水産用医薬品等の適正使用について指導します。

④出荷段階での農林水産物の安全性の確保

- ・残留農薬検査により、「食品衛生法」に基づく基準を超える農薬等が残留している農林水産物を発見した場合には、「山口県食の安心・安全推進条例」第26条により、市場に流通しないよう出荷を制限します。

⑤環境に配慮した生産活動を通じた安全性確保の推進

- ・「エコやまぐち農産物認証制度」の活用等により、環境にやさしい農業生産技術の普及や安心・安全な農産物の生産拡大の取組を進めます。
- ・農業における食品安全、環境保全、労働安全等に係る生産工程管理の取組である「GAP」の推進を通じて、生産段階における安全性確保や衛生管理を一層強化します。



【目標となる指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
JGAP認証件数(累計)	12件	30件
鳥インフルエンザモニタリング実施率	100%	100%
動物用医薬品の使用実態調査実施率	100%	100%
貝毒プランクトンモニタリング実施率	100%	100%
エコやまぐち農産物認証件数(累計)	555件	650件

(3) 製造・加工、流通段階での安全性の確保

製造・加工、流通段階における食品の安全性を確保するため、食品等事業者が取り組む自主的な活動への支援や、法令・制度等の周知徹底、監視指導、検査、その他必要な措置を講じます。

①食品衛生監視指導計画に基づく効果的な監視指導

- ・安心・安全な食品の製造、加工及び流通の確保を図るため、毎年度、食中毒の発生状況等を踏まえた「山口県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品等事業者に対する監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施します。



「山口県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導

②食中毒等の未然防止及び拡大・再発防止

- ・大規模食中毒が発生するおそれがある旅館、弁当調製施設、給食施設等の大量調理施設に対し、事故の未然防止を図るため、重点的な監視や衛生講習により、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理の徹底を指導します。
- ・フグによる食中毒を防止するため、ふぐ処理師免許制度により正確な知識と技能を有する者による処理を徹底するとともに、自家調理による食中毒の防止に向けた県民への啓発を行います。



ふぐ処理師試験

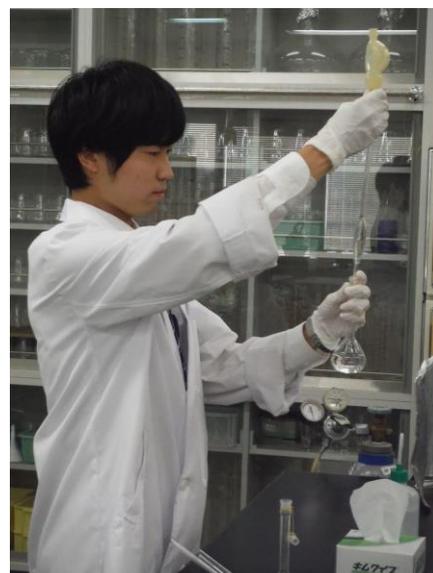
- ・食中毒発生時には、「山口県食中毒処理対策要綱」に基づき、速やかな調査を実施し、被害の拡大・再発防止に努めます。
- ・感染症や毒劇物の混入が疑われる事件については、「山口県健康危機管理要綱」に基づき、関係部局が連携して、迅速かつ適切に対応します。

③米穀等の適正な流通の確保

- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）及び「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づく指導や検査を実施するとともに、同法について、事業者に対する効果的な普及啓発を実施します。

④輸入食品の安全性の確保

- ・県民の最も大きい不安要因となっている輸入食品について、添加物や残留農薬等の検査を実施します。
- ・検疫所における違反状況等を踏まえ策定する「山口県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内に流通する輸入食品の残留農薬、食品添加物、成分規格等の検査を重点的かつ計画的に実施します。
- ・輸出国における衛生対策の確立や検疫所における監視指導体制の強化、試験法の開発など、輸入食品の安全性について責任を有する国に対策の強化を要望します。



輸入食品の検査

⑤健康食品等による健康被害の未然防止

- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく薬事監視において、店舗等の販売実態から無承認無許可医薬品に該当する健康食品等を発見した場合は、製造販売元の都道府県へ通報し、該当商品の撤去または表示改善の指導を行うことで、消費者の誤解等による健康被害の未然防止を図ります。
- ・健康食品等による健康被害情報を収集し、県ホームページ等により、県民に対して注意喚起を行います。



薬事監視

【目標となる指標】

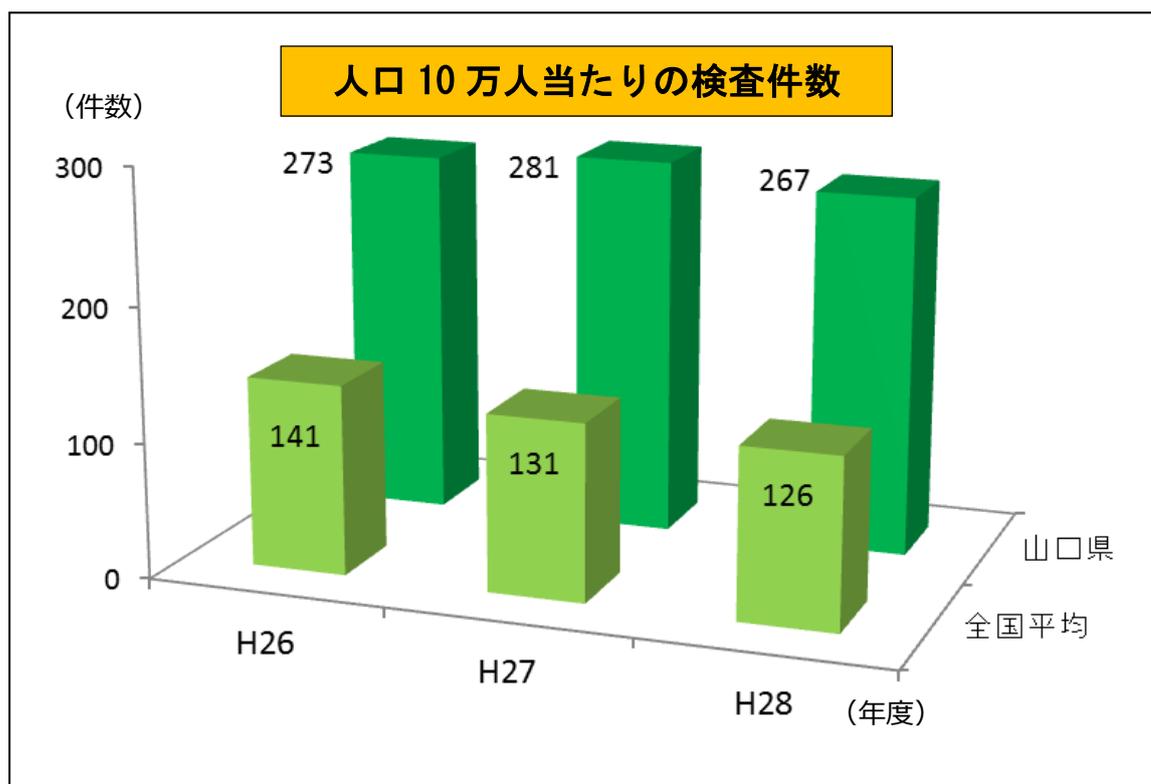
指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
食中毒発生件数（過去5年間平均）	13件	減らす
食品営業施設の監視指導実施率	86.3%	維持する
輸入食品の安全性に関する県民の不安	83.0%	減らす
輸入食品の検査件数	280件/年	維持する

(4) 食品検査の実施

さまざまな食品について、社会情勢の変化や事件・事故に適切に対応するため、最新の技術を活用したきめ細やかな検査を実施します。

①きめ細やかな食品検査

- ・食品の安全性を確保するため、計画的に県内の食品製造施設や食品販売施設で製造・販売されている食品を収去し、食品衛生法で定められている食品ごとの規格・基準等に適合しているか検査を行います。
- ・全国上位の検査実施件数を維持し、県内で生産、製造・加工される食品及び県内に流通する食品の安全性の確保に努めます。
- ・検査等の結果は、県ホームページ等で速やかに公表します。



②生産部局と連携した食肉衛生検査

- ・と畜検査及び食鳥検査においては、家畜生産部局と疾病等に関する情報交換を密に行い、対象疾病を的確に排除します。
- ・BSE 検査については、国の方針を踏まえて適切に実施します。



食鳥検査



と畜検査

③食品検査の信頼性の確保

- ・試験検査を行う施設ごとに「GLP」に基づく精度管理を実施するとともに、必要に応じて、第三者機関による精度管理調査を行い試験検査の信頼性の確保に努めます。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
人口10万人当たりの食品の検査件数	263件/年	維持する

2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

(1) 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進

表示適正事業所の認定、食品表示責任者の養成などを通じて、適正な食品表示に向けた食品関連事業者による自主的な取組を支援します。

①表示適正事業所認定取得の促進

- ・認定取得手法の検討や認定制度の周知を図り、「表示適正事業所」の認定取得に向けた取組を促進します。

②人材の育成

- ・「山口県食の安心・安全推進条例」第28条に規定する「食品表示責任者」を養成するため、食品関連事業者に対し、食品表示に係る関係法令や制度等に関する講習会を開催します。
- ・食品関連事業者の実務担当者を対象とした「食品表示セミナー」を開催し、表示に関する基礎的な知識の習得を図ります。



食品表示責任者養成講習会



食品表示セミナー

【目標となる指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
表示適正事業所数（累計）	5事業所	20事業所
食品表示責任者数	2,398人	2,700人

(2) 関係機関が連携した食品表示の監視

食品表示について、関係機関が連携して法令や制度等の周知徹底を図るとともに、効果的な監視指導、助言を行います。

①食品表示制度に関する普及啓発

- ・消費者が適正な食品表示を理解するため、「食の安心・安全お届け講座」等により正しい知識の習得を図ります。
- ・関係法令や制度が変更された場合は、講習会の開催や関係団体への通知、県ホームページへの掲載等により、食品関連事業者や消費者へ周知します。



食の安心・安全お届け講座

②関係機関と連携した監視指導

- ・通報・相談等については、「山口県食品表示監視協議会」を通じて速やかに関係機関で情報を共有し、共通認識の下、機動的な対策を講じます。
- ・国や県など、関係機関で構成する「監視チーム」を設置し、効果的かつ機動的な監視指導を行います。

監視チーム
県：生活衛生課、保健所、 農林水産事務所
国：中四国農政局山口県拠点
市：下関市立下関保健所



食品表示合同パトロール

③専門的な知識を有する消費者の育成と活動の促進

- ・関係団体と連携した講習会等を通じて、食品表示等の専門的な知識を有する消費者である「食の安心モニター」を育成するとともに、県下全域で「食の安心モニター」による食品表示のモニタリングを実施します。



食の安心モニター委嘱式



食の安心モニター研修会

【目標となる指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
食品表示合同パトロール実施店舗数	249店舗／年	維持する
食の安心モニターの委嘱者数（累計）	450人	700人

(3) リスクコミュニケーションの推進

食品の有するリスクについて、生産者・事業者と消費者が意見交換等を実施する機会を提供するとともに、消費者による自主的な取組を促し、相互理解の促進と信頼関係の構築を図ります。

①意見交換会の開催等の自主的な取組の促進

- ・産地見学や工場見学、意見交換等の機会の提供を通じて、生産者・事業者の相互理解の促進と信頼関係の構築を図ります。
- ・地域コミュニティ活動の一環として、主体的に食品関連事業者との意見交換会等を実施する県民を「食の安心コミュニティ活動リーダー」として登録し、研修会等を通じて必要な知識の習得や食に関する情報を提供することにより、県民による自主的な活動の促進を図ります。
- ・「やまぐち食の安心・安全推進協議会」の構成団体による生産者・事業者と消費者の相互理解に向けた意見交換会（ワークショップやサイエンスカフェ）を開催するなど、その自主的な活動の促進を図ります。
- ・意見交換会等を開催する際には、必要に応じて国や大学等の専門家を活用するなど、内容の充実を図ります。



ワークショップ



サイエンスカフェ

②人材の育成

- ・生産から消費に至るそれぞれの立場での食品のリスクに関する意見を、正しく理解しリスクコミュニケーションを推進できる人材を養成します。



食の安心コミュニティ
リーダー研修会



【目標となる指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
リスクコミュニケーションの実施回数	38回/年	45回/年
食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数	67人	維持する

(4) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

食の安心・安全に関するさまざまな情報の収集に努めるとともに、積極的な情報発信により、食に関する信頼性の向上を図ります。また、食に関する県民からの相談や問い合わせに適切に対応します。

① 正確な情報の収集と積極的な発信

- 科学的知見に基づく情報や違反食品などに関する情報を収集・整理・分析し、正確な情報を提供します。
- 食品検査結果等の食の安心・安全に関する県の取組や食品の安全性に関する情報を、県ホームページや「やまぐち食の安心・安全メール」などを活用して積極的に発信します。

- ・「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を通じた関係団体への情報提供をはじめ、公共メディアや図書館などの公共機関等を活用した新たな情報発信のルートを開拓し、若い世代をはじめとした幅広い年齢層に対する情報の発信を行います。

②迅速な情報の共有化

- ・健康被害事案や自主回収などの緊急情報等については、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」で設置した情報ネットワークや県ホームページなどを利用して、迅速な情報共有を図ります。

③食に関する正しい知識の普及啓発

- ・「食の安心・安全お届け講座」等の県民を対象とした講習会の開催などを通じて、食に関する正しい知識の普及と理解の促進に取り組みます。
- ・イベント等のさまざまな機会を通じて、食の安心・安全に関する情報を、パネルやリーフレット等を活用してわかりやすく周知します。
- ・「食品衛生月間」（8月）を中心として、子どもや保護者を対象とした「食の安心・安全体験教室」の開催や、幼稚園・保育所や大学等と連携した情報発信を行うなど、子育て世代をはじめとした若い世代に向けた情報の発信を行います。



食の安心・安全体験教室



食品衛生月間の取組

④相談等への適切な対応

- ・「食の安心相談員」の配置、「食の安心ダイヤル」や「食の安心相談室」の設置により、県民からの相談等に適切に対応します。



食の安心ダイヤル



食の安心相談室

◆食の安心ダイヤル

- ・電話番号 083-933-3000
- ・受付時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝祭日・年末年始は除く）

◆食の安心相談室

- ・県庁2階 生活衛生課横（山口市滝町1-1）
- ・受付時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝祭日・年末年始は除く）

【目標となる指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
食の安心・安全メーリングリスト登録者数	2,760人	維持する
若い世代を対象とした講習会等への参加者数	295人/年	500人/年

3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～

(1) 県民運動の推進

「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を中心として、県民自らが知識の習得や理解を深め、食品関連事業者や県と一体となって、食の安心・安全の確保に向けた積極的な取組を推進します。

① 「やまぐち食の安心・安全推進協議会」を通じた協働の推進

- ・産地見学や工場見学、意見交換に加え、生産者・事業者の先進的な取組を情報提供するなど、消費者との相互理解の促進と信頼関係の一層の強化を図ります。
- ・輸入食品の安全性や食中毒予防など、消費者の関心が高い事項に関して、構成団体相互の情報交換や効果的な情報提供の手法等の検討を行い、県民の食に関する不安の解消や理解の促進を図ります。



やまぐち食の安心・安全推進協議会

② 県民参画の促進

- ・「食の安心モニター」や「食の安心コミュニティ活動リーダー」の育成・活動を通じて、食の安心・安全に関心を持つ県民の参画を促進します。
- ・食の安心・安全の重要性に関する県民の意識を高めるため、「食を考える日」（毎月第3日曜日）を通じて、各種広報媒体やイベント等の活用による普及啓発を実施します。

【目標となる指標】

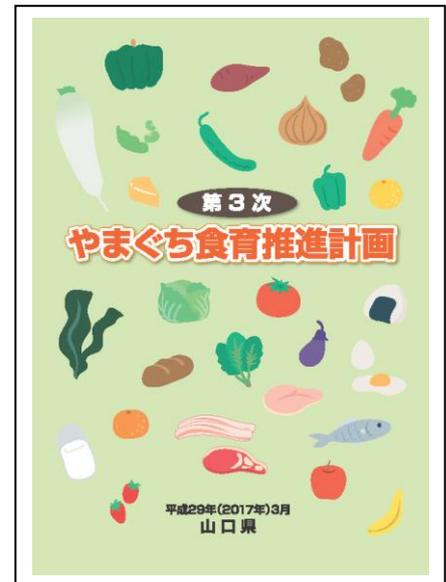
指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
食品に対する県民の不安	71.3%	減らす

(2) 食育の推進

食の大切さを理解し、食に関する正しい知識や判断力を身に付け、生涯にわたり健全な食生活を実践できるよう、市町や関係団体等と連携して食育を推進します。

①家庭における食育の推進

- ・子どもたちが学校等で習得した知識や技能を家庭での実践につなげるよう、学校等での取組などについて情報発信に努めるとともに、子どもと保護者が共に学べる機会の充実を図ります。
- ・食の楽しさや食に関する基礎知識等を習得する重要な機会である「共食」について、理解の促進を図ります。



②学校、保育所等における食育の推進

- ・健康状態や栄養状態の維持向上等のため、児童生徒が食に対する正しい知識と食品を選択する能力などを身に付け、家庭での実践を図れるよう学校と保護者が連携して食に関する指導の充実を図ります。
- ・保育所において、子どもの生活に沿った柔軟な援助が積極的に行われるよう支援するとともに、保護者が食育に関心が持てるよう啓発し、指導・助言ができる体制の整備を支援します。



学校における食育の取組

- ・生産者、流通・加工業者、消費者が協働した県産農林水産物の需要拡大に努めるとともに、学校給食への供給が円滑に行われる体制整備を図り、学校給食の食材として、地場産の農林水産物の使用を促進します。
- ・県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、「山口県食品ロス削減推進協議会」による家庭や外食等での食品ロスを削減する取組を全県的に展開します。



食品ロス削減啓発イベント

⑤食育推進運動の展開

- ・行政、教育関係者、農林漁業者を含む食品関連事業者、ボランティア等の多様な関係者による主体的な取組を促し、関係者による情報共有や意見交換等の連携した取組を促進します。
- ・地域で活動する「食生活改善推進員」等のボランティアによる食育活動が活発に行われ、ボランティア活動に参加する県民が増加するよう、市町と連携して取組を支援します。
- ・「食育月間」（6月）や「食育の日」（毎月19日）を中心として、公共メディアや県ホームページ等を通じ、重点的かつ効果的な普及活動を実施します。

【目標となる指標】

指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
食育に関心を持っている県民の割合	72.0%	90%以上
食品ロス取組協力店舗数（累計）	269店舗	300店舗以上

(3) 地産・地消の推進

生産者、流通・加工関係者、消費者の協働による流通販売対策や、学校給食等における県産農林水産物等の利用促進などにより地産・地消の取組を進め、県産農林水産物の需要拡大を進めます。

①販売協力店等 地産・地消推進拠点と協働した需要拡大

- ・「販売協力店」、「やまぐち食彩店」に加え、一定の基準を満たした「ファーマーズマーケット」を新たに「地産・地消推進拠点」として位置付けるなど、拠点の拡大を図ります。



販売協力店

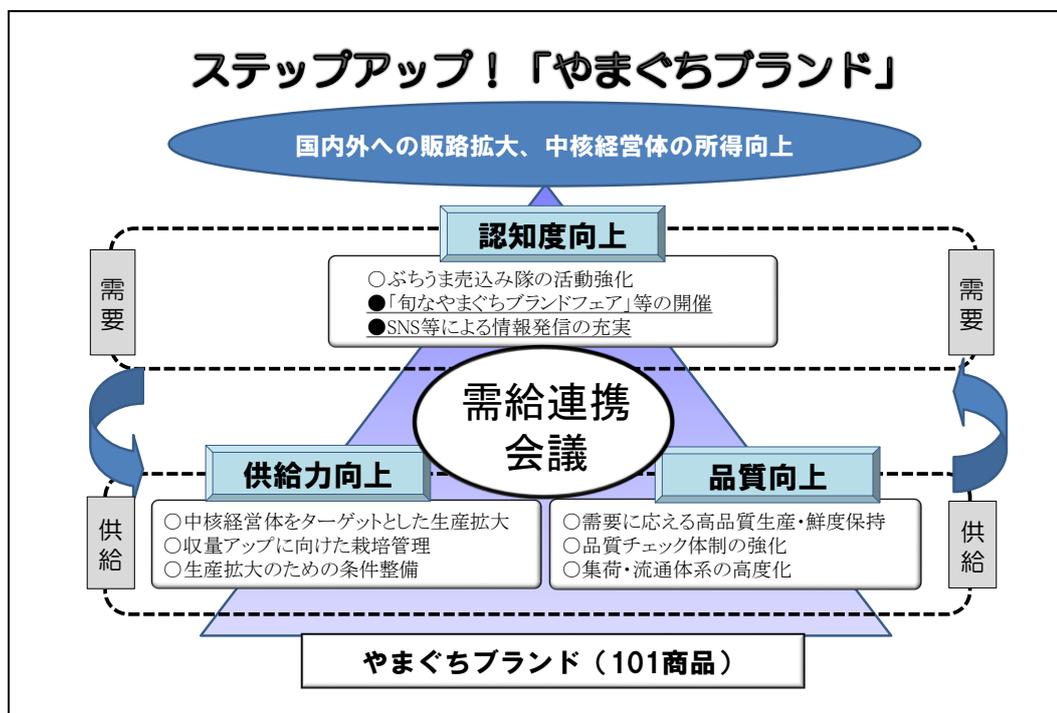


ファーマーズマーケット



やまぐち食探店

- ・消費者や実需者等のニーズを生産現場に的確にフィードバックすることにより、需要拡大の取組が生産意欲の向上に繋がる好循環を生み出す体制を整備し、県民への県産農林水産物の安定供給を目指します。



②学校給食における地産・地消

- ・「山口県学校給食県産食材利用拡大協議会」等と連携し、県産農林水産物等を使用した給食メニューの開発、供給体制の調査や普及啓発等、学校給食における県産農林水産物等の利用拡大を推進します。
- ・食品関連事業者と連携し、地場産食材を活用した食育の充実に取り組みます。



学校での地産・地消の取組

第6章 計画の推進のために

1 体制の整備

(1) 総合的な推進体制の整備

○附属機関の設置と関係部局の連携による体制の整備

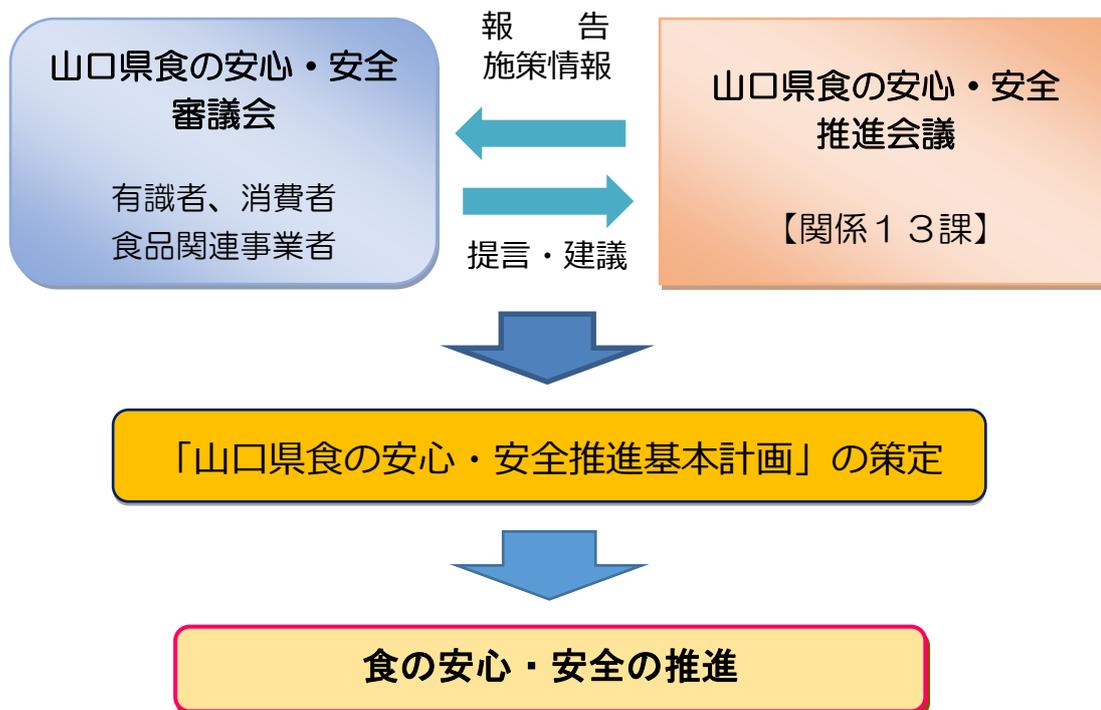
- ・「山口県食の安心・安全推進条例」第31条により、有識者・事業者・消費者から構成する「山口県食の安心・安全審議会」を設置しています。

- ◆食の安心・安全に関する重要事項についての調査、審議
- ◆食の安心・安全に関する施策についての建議

- ▶当審議会の提言等を踏まえて、総合的かつ計画的に施策を推進します。

- ・関係部局で構成する「山口県食の安心・安全推進会議」を設置しています。

- ◆食の安心・安全に関する事案への対応
- ◆食の安心・安全に関する施策を総合的に策定し、実施



○国との連携

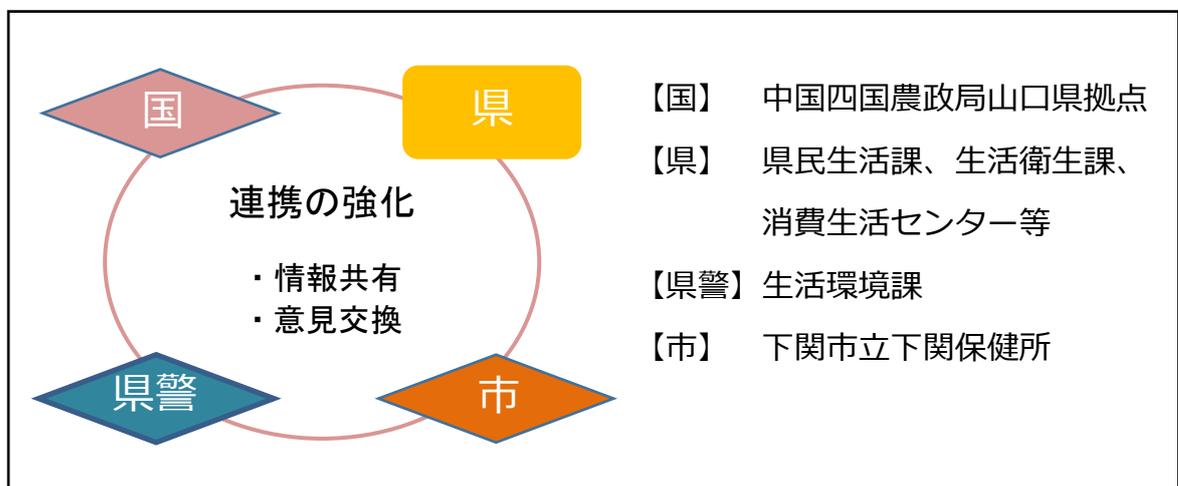
- ・関係省庁と連携を図り、情報交換を密にするとともに、施策の実施に当たって相互協力に努めるほか、食の安心・安全対策に関する要望・提案等を行います。
- ・「総合衛生管理製造過程承認施設（H A C C P 承認施設）」に対し、国と連携して監視指導を行うなど、施設の衛生確保に努めます。



H A C C P 承認施設の監視

- ・食品表示の適正化を図るため、「山口県食品表示監視協議会」や「監視チーム」による「山口県食品表示合同パトロール」等を通じて、効果的かつ機動的な監視指導を行います。

【山口県食品表示監視協議会】



○他の都道府県、市町との連携

- ・他都道府県や市町と積極的に連携を図りながら、情報の共有や県民への広報、監視・指導などに取り組みます。
- ・「九州・山口地域食の安全安心連携会議」において、九州・山口各県における食の安全安心を図るため、情報の交換・伝達、危機事案の検証などを毎年度実施し、危機事案発生時には、迅速かつ的確に関係自治体と連携を図って対応できる体制を整備します。



九州・山口地域食の安全安心連携会議

(2) 危機管理体制の整備

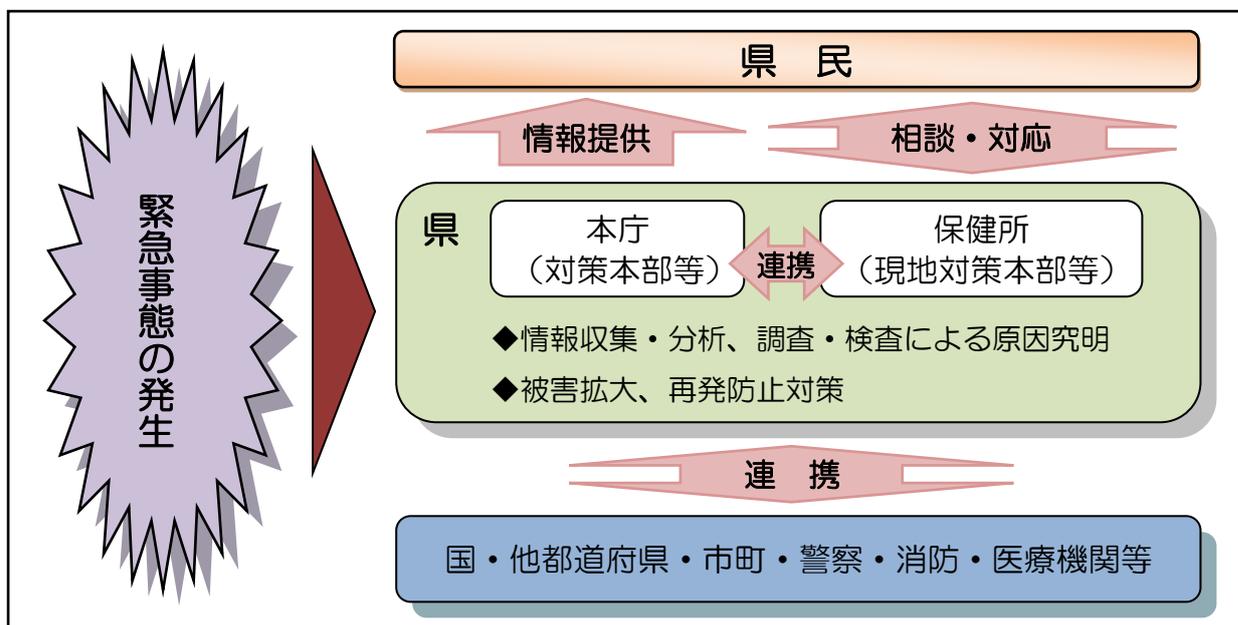
○緊急時に備えた体制整備

- ・「山口県危機管理マニュアル」等に基づき、重大な食中毒の発生等、食の安心・安全に関する緊急事態に備えた体制を整備します。

○緊急事態発生時の的確な対応

- ・広域的な食中毒事案が発生した場合は、拡大防止等のため、国が設置する「広域連携協議会」や「九州・山口地域食の安全安心連携会議」を通じて、国や他都道府県等と連携し、迅速かつ適切な対策を実施します。
- ・緊急事態の発生時は、「山口県危機管理対策本部」などを設置し、迅速かつ円滑な対応により、事態の早期収拾に努めます。
- ・大規模な食中毒事案が発生した場合は、「山口県危機管理マニュアル」等に基づき、「大規模食中毒等対策本部」を設置し、国や他自治体等と密接に連携して、効果的かつ機動的な対応を行い、被害の拡大防止を図るとともに、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。
- ・緊急事態発生時には、臨時相談窓口の設置など、県民からの相談や問い合わせに的確に対応し、事後においては適切な再発防止対策を実施します。

【食品による健康危機発生時の対応】



2 計画の推進・点検

○進行管理

有識者等で構成する「山口県食の安心・安全審議会」において、取組の進捗状況や今後の課題等について、情報共有を図った上で、審議会委員の意見を聴きながら適正な進行管理に努めます。



山口県食の安心・安全審議会

○施策の点検

計画の実効性を確保するため、県民意識をはじめとした食を取り巻く環境の変化を的確に把握し、取組内容等の点検を行った上で、効果的な施策を実施します。

○取組状況の公表

計画の進捗状況や施策の取組状況等については、県ホームページ等を通じて、県民に広く公表します。